入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり指名競争入札の参加者の選定手続きを開始します。

平成28年11月30日

契約責任者　西日本高速道路株式会社
中国支社　支社長　北村　弘和

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　34

○第11号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中国自動車道（特定更新等）　北房ＩＣ～大佐スマートＩＣ間（上り線）土木更新工事

⑶　工事場所　自）岡山県真庭市五名　至）岡山県新見市大佐

⑷　工事内容　本工事は、橋梁床版取替（７橋一延長1,416m）、鋼トラス橋部材補修（２橋）、のり面浸透水排除対策工事及び切土のり面の補強対策工事である。

⑸　工事概算数量　床版取替工約15,000㎡、水抜きボーリング工約7,600m、かご枠工約10箇所、グラウンドアンカー工８本

⑹　工期　契約締結日の翌日から技術提案書に記載の日数。ただし、最大1,700日間とする。

⑺　使用する資機材　プレキャストＰＣ床版約680枚

⑻　技術選抜見積方式に関する事項　本工事は、手続開始の公告時の説明書において概略設計など標準図相当の図面、最低限の要求要件等を提示したうえで、工事の競争入札への参加を希望する者を募り、この工事への参加を表明する書類（企業の高度な技術力に係る事項に関する着眼点、留意点及び具体案を含む。以下「参加表明書」という。）を提出させ、参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）をあらかじめ設定した基準により審査を行って入札参加者を原則３者選定する指名競争入札の手続きであり、選定された入札参加者に「企業の高度な技術力」を具現化した技術提案設計を経て作成した技術提案書の提出を求め、この技術提案書をあらかじめ定めた基準により評価した結果と入札価格を総合的に評価し、西日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）にとって最適な入札参加者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式の手続きである「技術選抜見積方式」の対象工事である。

なお、発注者は、技術選抜見積方式の入札にあたって契約制限価格を設定しない。

また、技術提案書の作成に要した費用の一部を、発注者は入札参加者に支払うものとし、その支払限度額、支払条件等は説明書による。

⑼　本工事は、開札後、落札者を決定する前に落札者となるべき者との価格協議対象工事である。本工事では契約制限価格を設定しないため、発注者は落札者となるべき者との協議により入札価格の合理性を確認し、これらを有すると判断した場合、落札者となるべき者を落札者とする。

⑽　本工事は、入札時に全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑾　上記⑽の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

⑿　本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、下記３⑹により落札者となるべき者と協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額を合意することとする。

2　入札参加者に選定されるために必要な要件

⑴　本工事に係る入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

①　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

②　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、技術提案書に記載する工事目的物に該当する工種での工事競争参加資格を有し、下記の条件を満たす者又は特定建設工事共同企業体とする。

１）単体で申請する場合

下記の㋐、㋑及び㋒の条件を満たす者とする。

㋐　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、発注者が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。）。

㋑　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「鋼橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、発注者が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,200点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,200点以上であること。）。

㋒　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、発注者が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,400点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,400点以上であること。）。

２）特定建設工事共同企業体を構成する場合

下記の㋐、㋑及び㋒の条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体として、㋐、㋑及び㋒の条件を満たし、かつ構成員は、㋐、㋑又は㋒の条件を満たさなければならない。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、ＰＣ橋上部工工事を施工する構成員は㋐の条件を満たし、鋼橋上部工工事を施工する構成員は㋑の条件を満たし、土木工事を施工する構成員は㋒の条件を満たさなければならないものとし、複数の工事を担当する場合は、施工を担当する工事の㋐、㋑又は㋒の条件を満たさなければならない。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれない。

㋐　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、発注者が別に定める手続きに基づく工事一般